

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月6日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第1号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（用途又は形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書に係る添付図書及び書面）</p> <p>第23条 政令<u>第137条の12第11項又は第12項</u>の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） [略]</p>	<p>（用途又は形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書に係る添付図書及び書面）</p> <p>第23条 政令<u>第137条の12第6項又は第7項</u>の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。